



藤沢市小規模保育事業A型における保育士配置基準の考え方

目 次

はじめに

- 1 保育を実施するにあたっての保育士配置数について
- 2 施設・事業所において充足すべき保育士数について
- 3 保育士配置基準の緩和等について

はじめに

藤沢市の小規模保育事業A型における保育士配置基準は「藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、基準条例という。）」及び「藤沢市小規模保育事業の認可に係る審査基準（以下、審査基準という。）」に定めており、これは、認可を受けて事業を実施するにあたって必要となる保育士の人数及び保育を実施するにあたって必要となる日々の利用乳幼児の出席数に応じた保育士数の最低基準を定めています。（**「認可・保育の実施上の基準」**）

一方で、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（以下、告示という。）」及び「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（以下、留意事項という。）」の中では、公定価格の算定の基準及びその基本部分において充足すべき保育士数が示されています。（**「公定価格上の基準」**）

ここでは、これらの基準条例・審査基準・告示・留意事項通知に基づき、保育を実施するにあたって必要となる保育士配置数と施設・事業所において充足すべき保育士数について、具体的な計算例を示しながら、それぞれ説明します。

なお、配置基準上の保育士の数等は、最低基準をお示ししておりますので、最低基準を超えたゆとりのある職員配置に努めていただくようお願ひいたします。

「認可・保育の実施上の基準」と
「公定価格上の基準」を両方満たしてね！



1. 保育を実施するにあたっての保育士配置数について（「認可・保育の実施上の基準」）

小規模保育事業A型における保育士の職員配置数は、日々の利用乳幼児の出席数に応じて、次の基準及び計算方法に従い算定される人数以上の保育士を配置してください。

【保育士配置基準】

Ⓐ 次の利用乳幼児の年齢区分に応じて計算される保育士数の合計 + 保育士 1 人

- ・乳児（満1歳未満）おおむね3人につき保育士1人
- ・幼児（満1歳以上満3歳未満）おおむね6人につき保育士1人
- ・児童（満3歳以上満4歳未満）おおむね15人につき保育士1人

※子どもの年齢は年度の初日の前日における満年齢

【計算方法】

$$\{ \text{幼児}(1,2\text{歳児})\text{数} \times 1/6(\text{小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て)}) \} \\ + \{ \text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)} \} + 1 = \text{配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)}$$

- ・同じ配置基準区分ごとに保育士数を算出し、小数点第2位以下を切捨て、合算する。
- ・上記の計算結果に保育士 + 1 人して、小数点以下を四捨五入する。

※上記の基準及び計算方法で算定される保育士数は最低基準であり、保育時間中、常に算定される数以上の保育士が配置されていなくてはなりません。

※保育の実施単位が別れる場合には実施単位ごとに上記の基準及び算定方法で計算します。

※ここでの「保育士」には、国家戦略特区地域限定保育士を含みます。

また、1人に限り「保健師」「看護師」「准看護師」のいずれかを「保育士」とみなすことができます。

<計算例 1：利用乳幼児の出席数が、乳児4人、幼児11人で、合同で保育する場合>

$$\begin{aligned} &\cdot \text{乳児 } 4 \div 3 = 1.333\cdots \approx 1.3 & \text{幼児 } 11 \div 6 = 1.833\cdots \approx 1.8 \\ &\cdot \text{乳児} + \text{幼児} \quad 1.3 + 1.8 = 3.1 & \\ &\cdot 3.1 + 1 = 4.1 \approx 4 & \text{必要な保育士の数は4人} \end{aligned}$$

<計算例 2：利用乳幼児の出席数が、乳児4人、幼児11人で、別々に保育する場合>

$$\begin{aligned} &\cdot \text{乳児 } 4 \div 3 = 1.333\cdots \approx 1.3 & \text{幼児 } 11 \div 6 = 1.833\cdots \approx 1.8 \\ &\cdot 1.3 + 1 = 2.3 \approx 2 & 1.8 + 1 = 2.8 \approx 3 \\ &\text{必要な保育士の数は、乳児に対して2人、幼児に対して3人 (計5人)} & \end{aligned}$$

2. 施設・事業所において充足すべき保育士数について（「公定価格上の基準」）

公定価格の基本分単価に含まれる職員として、施設・事業所において充足すべき保育士数は次のとおりであり、各月ごとにこれを満たさなくてはなりません。

Ⓑ 基本分単価における必要保育士数 = ① + ② + ③

① 年齢別配置基準により算定される保育士数 + 保育士 1 人

- ・乳児（満 1 歳未満）3 人につき保育士 1 人
- ・幼児（満 1 歳以上満 3 歳未満）6 人につき保育士 1 人
- ・児童（満 3 歳以上満 4 歳未満）15 人につき保育士 1 人

※子どもの年齢は年度の初日の前日における満年齢



【計算方法】

$$\{ \text{幼児}(1,2 \text{ 歳児}) \text{ 数} \times 1/6 (\text{小数点第 1 位まで計算 (小数点第 2 位以下切り捨て)}) \} + \{ \text{乳児数} \times 1/3 (\text{同}) \} + 1 = \text{配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)}$$

※上記で算定される保育士は原則全て常勤の保育士となります。

※常勤とは、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務している者をいい、雇用形態（正規・非正規等）を問いません。

※後述する短時間勤務保育士（非常勤）については、「短時間勤務保育士の取り扱いについて」を満たす配置をしている場合に限り、常勤換算でカウントすることができます。

② 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育士 1 人

③ 上記①、②に加えて、非常勤保育士 1 人

※子どもの人数は各月初日の利用子ども数で算定します。

※ここでの「保育士」には、国家戦略特区地域限定保育士を含みます。

また、1 人に限り「保健師」「看護師」「准看護師」のいずれかを「保育士」とみなすことができます。

<計算例 3 : 施設・事業所の在籍児童数が、乳児 3 人、幼児 16 人の場合>

$$\begin{aligned} &\cdot \text{乳児 } 3 \div 3 = 1 \quad \text{幼児 } 16 \div 6 = 2.666\cdots \approx 2.6 \\ &\cdot \text{乳児} + \text{幼児} \quad 1 + 2.6 = 3.6 \\ &\cdot 3.6 + 1 = 4.6 \approx 5 \end{aligned}$$

標準時間認定を受けた子どもがいる場合には、非常勤保育士 +1

上記に加えて、非常勤保育士の配置が必要となるため 非常勤保育士 +1

施設・事業所で充足すべき保育士数は 7 人（常勤 5、非常勤 2）

公定価格上の基準で算定される保育士数
(施設・事業所で充足すべき保育士数)は、
認可・保育の実施上の基準で算定される保育士数に加えて、
非常勤保育士を2名多く配置する必要があるヨ！
(保育標準時間認定子どもが利用する場合)



ここまでまとめ

施設・事業所において、公定価格の基本分単価に含まれる保育士数⑧を、月ごとに充足したうえで、日々の利用乳幼児の人数に応じた保育士数⑨を配置し保育を実施してください。

なお、職員の退職等により、基本分単価に含まれる保育士数が満たせない状況が生じる場合には、速やかに市に連絡をしてください。



⑧の保育士数を満たしたうえで、日々の子どもの出席数に応じた保育士数⑨以上の人数を配置してね！

3. 保育士配置基準の緩和等について

(1) 朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

朝夕など、利用乳幼児の数が少なく、年齢別配置人数の合計が1人となるときは、本来、保育士を配置するべきところ、そのうち1人は市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めるものに代替可能です。

◎市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者

- ・子育て支援員研修を修了した者
- ・児童福祉法第6条の3第1項第9号に規定する家庭的保育者

※管理者は朝夕等の時間帯や利用乳幼児の数に限らず、必要保育士としてカウントできません。

※ここでの「保育士」は国家戦略特区地域限定保育士を含み、1人に限り「保健師」「看護師」「准看護師」のいずれかを「保育士」とみなすことができます。

【管理者の取扱い】

管理者は、有資格者であっても、朝夕等の子どもが少ない時間帯を含めて、必要な保育士の数に充てるることはできません。(特例に限らず、全ての時間帯で同じです)

ただし、他の保育士をもってⒶとⒷの配置基準を満たした上で、加配人員として保育に従事することは可能です。

※管理者を保育士として最低基準上の保育士定数に充てた場合には、当該者は公定価格の基本分単価に含まれる保育士として扱われるため管理者が欠けていることになり、減額調整の対象となります。

(2) 保育の実施にあたり必要となる保育士配置に係る特例

事業所を8時間を超えて開所していること等により、認可の際に最低基準上必要となる保育士数を上回って必要となる保育士数については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者に代替可能です。

ただし、この特例適用に当たっては、全体で3分の2以上、保育士を配置することを条件とします。

※本特例における「保育士」は児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者に限ります。

例：利用定員19人（0歳児3人、1歳児8人、2歳児8人）で、1日11時間、週6日、開所する場合（常勤職員の所定の週労働時間が40時間の場合）

- ・利用定員に応じた最低必要保育士数={3÷3+(8+8)÷6}+1=5人
- ・開所時間中、常に全児童の利用があると仮定してシフトを組む場合に必要な保育士数=5人×11時間×6日÷40時間=8.25人≈8人

最低基準上必要となる保育士数5人に加えて雇用する3人については、「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」に代替可能です。

ただし、この特例を適用する際は、各時間帯に必要となる保育士数の3分の2以上は保育士を配置する必要があります。

【短時間勤務保育士の取り扱いについて】

最低基準上の保育士定数は、子どもを長時間保育することのできる常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましい状態といえます。

しかし、利用世帯の多様な保育需要に対応すること、保育士の多様な勤務形態に柔軟に対応できるよう、事業の円滑な運営を阻害せず、入所児童の保育の質の確保が図られる場合であって、次の条件を全て満たすときには、最低基準上の保育士定数の一部に短時間勤務の保育士を充てることができます。

- ・常勤の保育士が、クラス、グループその他の保育の実施単位に1名以上（乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る基準条例第29条第2項に規定する保育士の数が2名以上となる場合は2名以上）配置されている場合
- ・常勤保育士に代えて短時間勤務保育士等を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回る場合

以上

2022年（令和4年）4月作成

2024年（令和6年）6月改正

藤沢市役所

保育課

保育園運営担当

TEL : 0466-50-3526

子育て企画課

総務・監査担当

TEL : 0466-50-3562